

外部評価意見への対応方針

番号	年月	外部評価意見	対応方針	分類
1	H29.8	<p>翌年度運営方針策定に関する意見</p> <p>■めざす成果及び戦略1-1 経営の健全性の確保</p> <p>・アウトカム達成に向けて当該部署が多様な取組をしている点は、ダイアログを通じて確認されたところである。しかしながら、こうした具体的取組は、本来、「様式2」の記述されることによつて、PDCAサイクルの中で取組の有効性が検証され、外部に向けた説明責任が果たせるものである。したがって、今後は、「収益の安定・増加」に向けた取組、「費用の削減・効率化」に向けた取組に分けて、それぞれについて、具体的に内容を提示し、目標値を設定していくことが求められると考える。</p>	<p>・中央卸売市場における事業活動は市場内外の民間事業者の商取引により成り立っているものであり、大阪市は開設者として市場で活動する事業者に対して必要な施設の提供や管理を行うとともに、公平公正な取引を確保するための取組を実施しております。</p> <p>・開設者としては、今後も市民に生鮮食料品を安定供給する流通の拠点施設としての役割・機能を発揮していくため、経営の健全性を確保することが重要であると考えております。</p> <p>・市場事業会計においては、事業者の取扱高の増加が収益の増につながる一方、費用(光熱水費や廃棄物処理経費等)の増にもつながる等、連動して変動するものであることや、収益増のために必要な投資をすることで費用が増えることから、「収益」と「費用」のバランスを考えながら取組を実施しており、「収益の増加」と「費用の削減」について、分けて取り組むものとしてはなじまないと考えております。</p> <p>・ダイアログにおきましても中央卸売市場が実施している多様な取組についてご理解いただいたところかと思いますが、引き続き適宜適切な取組に努めたいと考えております。</p> <p>・なお、現状では困難ではあるものの、経営の健全性の確保につながる具体的取組を引き続き検討する必要はあると考えております。検討にかかる具体的なスケジュール等については、現在、国において卸売市場法の改正が予定されており、今後、卸売市場の取引規制や管理運営のあり方が大幅に見直される可能性があることから、法改正の状況を踏まえて検討してまいりたいと考えております。</p>	③

※分類

- ①当年度(29年度)において対応 ②30年度運営方針に反映または30年度に対応予定
 ③30年度では対応できないが、今後引き続き検討 ④対応困難または対応不可
 ⑤その他